

## 指摘事項に関する判定の基本的な考え方について

区分	基本的な考え方	報告の要否
<b>文書指摘事項 評価－A</b>	<p>次の事項に該当する場合には、原則として「文書指摘事項」とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 社会福祉法、児童福祉法等法人に関する法令に違反している場合</li> <li>② 指導監査に関する通知又は各施設の最低基準に抵触している場合（軽微なものを除く）</li> <li>③ 定款その他の法人の規則等に重大な違反又は不備がある場合</li> <li>④ 不適切な資産管理、累積赤字の増大などにより、法人の経営基盤に影響を及ぼすおそれがある場合</li> <li>⑤ 経理処理の誤りなどにより、金銭上の是正措置が必要な場合</li> <li>⑥ 過去の監査で継続的に指導しているにもかかわらず、改善が見られない場合</li> <li>⑦ 関係課等との協議の結果、特に「文書指摘事項」とする必要が認められる場合</li> <li>⑧ その他法人の適正な運営に重大な影響を及ぼすおそれがある場合</li> </ul>	<p>改善状況の報告を要する</p>
<b>口頭指摘事項 評価－B</b>	<p>「文書指摘事項」に該当しないが、改善すべき事項として法人の職員に周知する必要があるため、監査当日講評において口頭指摘するもの。 次回の実地監査において改善状況を確認する。</p>	<p>改善状況の報告を要しない</p>
<b>指導・助言事項 評価－C</b>	<p>監査当日、法人・施設の担当者に対するヒアリング等の中で口頭で指導・助言するが、講評においては指摘事項として指摘しないもの。</p>	<p>—</p>

### 〔注〕

- 1 監査当日に改善されている事項でも、過去の状況から指摘事項となる場合があります。
- 2 口頭指摘事項について、参考として別葉にまとめ通知に添付することとしています。
- 3 文書指摘事項のうち、次の事項に該当する場合は、その実施状況を考慮し口頭指摘とすることがあります。
  - ① 過去に実施していない事例があった場合において、監査実施時点で適切に行われている場合
  - ② 基準の内容が完全に実施されていないが、概ね実施されている場合